

引っ越しをお考えの皆様へ

いらなくなつた家電4品目は正しくリサイクルしてください

- ◆ エアコン
- ◆ テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◆ 洗濯機・衣類乾燥機

の家電4品目（家庭用機器）は、家電リサイクル法の対象品目です。



引っ越しの際にこれらの家電を処分（廃棄）する場合には、家電リサイクル法に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の処分（廃棄）に当たっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

家電4品目を処分（廃棄）する場合は…

- ①新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引取りを依頼する
 - ②処分する製品を購入した小売店が分かる場合には、処分する製品を購入した小売店に引取りを依頼する
 - ③上記以外の際は、お住まいの市区町村が案内する方法による（一般廃棄物の場合）
- ことが必要です。

上記③については、小売店に引取義務のない家電ですが、市区町村に協力する小売店等が家電4品目の引取りを行っている場合には、当該小売店に引取りを依頼することができます。

家電4品目の処分（廃棄）に当たって小売店等に当該家電4品目を引き取ってもらう場合、原則として、家電リサイクル券の排出者控が発行されますので、当該排出者控を受け取ってください。



家電4品目の処分（廃棄）について、小売店等に引取りを依頼する場合、引っ越しの直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売店等に引取りを依頼してください。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください。

（家電4品目の廃棄に当たって要注意）

「無許可」の廃棄物回収業者には、以下のようないい例があります。

街中を大音量で巡回



空き地で回収



チラシを配布



インターネットで広告



具体的な処分方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイト「3秒でえらべる家電の捨て方」を御覧ください。

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/>



事業所から排出される廃家電4品目の具体的な処分方法については、「事業所で使用していた廃家電のリサイクル案内サイト」を御覧ください。

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/business/>



平成30年2月作成 令和元年5月、令和4年8月一部加筆修正